

**静岡県告示第550号**

港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第15条第3号の規定に基づき、静岡県が管理する水域施設について水域の占用を許可することができる行為を次のとおり指定する。

令和7年7月29日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 清水港内の水域を利用した海洋研究、技術開発等を促進するものであって、公益上必要と認められるもの
- 2 清水港内の水際の賑わいの創出の観点から港湾振興に寄与すると認められるもの